

令和 7 年 7 月 1 日から公園内は原則禁煙になります

本市では、魅力的な公園づくりに向けて、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、市内の公園内における喫煙の取扱いについて、川崎市都市公園条例の一部を改正し、公園内で禁止する行為として、「喫煙をすること」(※)を追加しました。

令和 7 年 7 月 1 日から「公園内は原則禁煙」となります。市内すべての公園に看板を掲示し、今後、公園巡回指導員等による公園パトロールを行ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※ たばこ事業法上の製造たばこ（紙巻たばこや加熱式たばこ）が対象となります。

1 公園内における喫煙の取扱い

令和 7 年 7 月 1 日から「公園内は原則禁煙」となります。

市内すべての公園に看板を掲示し周知してまいりました。今後、公園巡回指導員等による公園パトロールを行ってまいります。



2 一部の公園に「喫煙可能スペース」の設置

公園内は原則禁煙ですが、常駐管理者がいる下記の公園で、令和 7 年 7 月 1 日から「喫煙可能スペース」を設けます。

区	公園名
川崎区	富士見公園、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、東田公園、池上新町南緑道
幸区	夢見ヶ崎動物公園、御幸公園
中原区	等々力緑地、川崎市中原平和公園
高津区	橘公園、緑ヶ丘霊園※
宮前区	生田緑地※
多摩区	生田緑地※、緑ヶ丘霊園※、緑化センター
麻生区	王禅寺ふるさと公園、とんびいけ公園、早野聖地公園

※公園敷地が 2 区にまたがるため、重複して記載しています。

3 公園のルール・マナー紹介動画を作成

公園で楽しく過ごすために、公園内での禁煙のほか、ボール遊びやごみの持ち帰りなどに関わるルールやマナーを紹介する動画（30 秒版と 15 秒版）を作成しました。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000174190.html>



(市 HP)

(問合せ先)

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 中村

電話 044-200-2393